

真庭市耐震改修促進計画における別途定める事項

令和7年3月

真庭市耐震改修促進計画「第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」の「4 地震時の総合的な安全対策に関する事項」のうち、「ブロック塀等の倒壊防止」について、同計画「第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項」の「4 その他」により、市内におけるブロック塀等の安全対策が必要な避難路に関する事項及び支援策の概要を次のとおり定めます。

ブロック塀等…補強コンクリートブロック、レンガ、石積等の組積造の塀、またはその他これらに類する塀。ただし、土塀、万年塀は除く。

1 ブロック塀等の安全対策が必要な避難路

- (1) 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画で定めた緊急輸送道路のうち、市内に存する道路
- (2) 住宅や事業所等から避難所や避難場所へ至る経路
- (3) 各小中学校に報告されている通学路

2 支援策の概要

(1) 補助制度の概要

名称：真庭市ブロック塀等撤去事業費補助金

補助対象：

上記「1 ブロック塀等の安全対策が必要な避難路」に存するブロック塀等で以下の条件をすべて満たすもの

ア) 市内に存するもの

イ) 避難路に面しているもの(建築物に附属しない単体のブロック塀等も含む)

ウ) 道路面からの高さが100cm以上のもの

エ) 道路境界線からの距離が、ブロック塀等の高さ以下のもの

オ) 危険なブロック塀等であるもの

補助率：

上記に規定するブロック塀等について、原則全部撤去する工事費のうち、以下のいずれか少ない額の3分の2の額(千円未満切り捨て)で、上限を15万円とする。

ア) 対象となるブロック塀等の撤去に要する費用(見積額)

イ) 対象となるブロック塀等の長さに1mあたり9,000円を乗じた額